衆議院財務金融委員会ニュース

【第208回国会】令和4年5月13日(金)、第18回の委員会が開かれました。

- 1 安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律 案(内閣提出第47号)
 - ・鈴木財務大臣兼金融担当大臣、黄川田内閣府副大臣、岡本財務副大臣及び政府参考人並びに参考人に 対し質疑を行い、質疑を終局しました。

(参考人) 日本銀行総裁 黒田東彦君

日本銀行理事 内田眞一君

(質疑者) 門山宏哲君 (自民)、中川宏昌君 (公明)、伴野豊君 (立民)、下条みつ君 (立民)、藤巻健太君 (維新)、赤木正幸君 (維新)、斎藤アレックス君 (国民)、田村貴昭君 (共産)

(質疑者及び主な質疑事項)

門山宏哲君(自民)

- (1) 改正で措置される電子決済手段等
 - ア 電子決済手段等取引業などの仲介業創設の趣旨及び登録制とした趣旨
 - イ 同業の参入要件として定められている一定の財産的基礎、業務を適正かつ確実に遂行できる体制 整備義務の具体的内容
 - ウ 電子決済手段のうち一定の信託受益権について金融商品取引法の適用対象から除外し、資金決済 法等の規律を適用する趣旨
- (2) 本改正案で創設される為替取引分析業
 - ア 為替取引分析業の創設の趣旨
 - イ 同業に対する監督を実効的に行うための具体的方策
- (3) 本改正案で措置される高額電子移転可能型前払式支払手段
 - ア 高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者について業務実施計画の届出義務及び犯罪による収益の移転防止に関する法律上の取引時の本人確認義務等を課す趣旨
 - イ 高額とする金額及び当該金額の根拠
 - ウ 上記アの措置によるマネー・ローンダリング (マネロン) 防止効果の有無

中川宏昌君(公明)

- (1) フェイスブック(当時)による旧リブラ構想やステーブルコイン規制の国際的な動向に対する政府 の認識
- (2) ステーブルコインのうち暗号資産担保型及び無担保型を本改正案において新たな規制対象から除いた理由
- (3) 世界中で取引可能な暗号資産等に係るマネロン対策において各国と連携することの重要性についての政府の見解
- (4) マネロン対策や利用者保護といった規制面とイノベーションの促進といった経済面の双方の両立に おいて柔軟かつスピードある対応を行う必要性についての政府の認識
- (5) 海外のステーブルコイン発行者が銀行免許や資金移動業又は暗号資産交換業の登録を取得すること なく我が国の顧客に対して発行のための勧誘を行った場合の法的な取扱い
- (6) 本改正案がプラットフォームの規模に関わらず一律の規制を設けていることについての政府の見解

伴野豊君(立民)

- (1) 大臣が使用する携帯電話がスマートフォンであることの確認
- (2) 本改正案で措置される電子決済手段等
 - ア 本改正案提出の契機となったフェイスブック(当時)による旧リブラ構想に対する政府の認識及 び対応
 - イ 暗号資産、デジタルマネー及びトークンの法律上又は一般的な定義
 - ウ 令和3年10月にG7において合意された「リテール中央銀行デジタル通貨(CBDC)に関する 公共政策上の原則」に対する政府の認識
 - エ デジタル決済の国際的な潮流についての政府の認識
 - オ ステーブルコインに対する法的な規制を米欧等に先行して行う理由
 - カ 2021 年 11 月に公表された米国大統領金融市場作業部会 (PWG) 報告書が指摘するステーブル コインに関する3つのリスクについての政府の見解
- (3) 本改正案で創設される為替取引分析業に対する監督の実効性を高めるための体制整備の必要性についての政府の認識
- (4) 本改正案で措置される高額移転可能型前払式支払手段
 - ア 高額かつ電子的に移転可能な前払式支払手段に係るマネロン等の状況及び本改正案の内容
 - イ 災害やサイバー攻撃等の不測の事態におけるキャッシュレス決済サービスの安定的な供給に向け た取組の必要性
- (5) 現在の円安及び物価高が国民の負担となっている現状についての大臣の認識

下条みつ君 (立民)

- (1) キャッシュレス決済
 - ア 決済をキャッシュレス化した場合と現金を中心とした決済システムを維持した場合とを比較した コスト削減効果
 - イ 年代別・地域別のキャッシュレス決済利用者の状況
 - ウ 2025年にキャッシュレス決済比率4割を目指すとする政府目標の妥当性
- (2) 中央銀行デジタル通貨(CBDC)
 - ア CBDCの発行の能否を 2026 年頃までに判断する旨の黒田日銀総裁の個人的見解(本年1月28日衆議院予算委員会における答弁)についての日銀としての見解
 - イ 「中央銀行デジタル通貨に関する連絡協議会」のメンバーに利用者側である消費者、小売業者又 は地方自治体が入っているか否かの確認
 - ウ CBDC発行に関する議論を政府がリーダーシップを持って加速していくべきだとする意見に対 する大臣の見解
- (3) 民間主導のデジタル通貨DCIPY
 - ア DCJPYに関するフォーラムに金融庁が参加しているか否かの確認
 - イ 上記アの議論にオブザーバーではなく主導権を持った立場として政府が参加すべきだとする意見 に対する大臣の見解
- (4) マネロン対策
 - ア 国内及び海外におけるクレジットカードの不正利用による被害額
 - イ マネロンの実態把握が十分でない中、為替取引に対するマネロンのチェック体制を本改正案で創設される為替取引分析業で個別にとるのではなくオール・ジャパンで情報を一元化する体制を構築すべきという意見に対する大臣の見解
 - ウ 北朝鮮が外貨の獲得を目的に行っているサイバー攻撃の現状についての政府の認識

藤巻健太君 (維新)

- (1) 為替市場の動向
 - ア 急激に円安が進んでいる現在の為替相場に対する大臣の見解
 - イ 急激でない円安進行は日本経済全体にとって総合的にプラスか否かについての大臣の見解
- (2) 5月9日の安倍晋三元内閣総理大臣による「日銀は政府の子会社」発言
 - ア 政府と日銀の関係についての大臣の見解
 - イ 安倍政権下の金融政策は、「日銀は政府の子会社」との考え方で実施されていたかどうかの確認
- (3) 本改正案で創設される為替取引分析業
 - ア 金融機関から警察への疑わしい取引の届出件数、当該届出を基に検挙に至った件数及び届出受理 後の情報活用の流れ
 - イ 金融庁と民間金融機関が一体となったマネロン等対策強化の必要性及びマネロン等対策の将来的 な更なる取組の方向性
 - ウ 為替取引分析業者の保有情報の質・量、業務運営システム及び統計的処理のそれぞれを向上させ、 マネロン等対策の実効性を高めるための政府の取組方針
 - エ 為替取引分析業者の保有する個人情報の安全管理に係る政府の取組方針
- (4) CBDCの発行に向けた財務省の取組状況

赤木正幸君 (維新)

本改正案で措置される電子決済手段等への対応

- ア 利用者保護やマネロン等対策の確保のための規制とイノベーション促進やグローバル化への対応 とのバランスの取り方についての大臣の見解
- イ 多くの貯蓄を保有している高齢世代はデジタル技術に不慣れな傾向がある中、キャッシュレス決済の推進において高齢世代への配慮や詐欺等の金融トラブルの被害を防止することの重要性についての大臣の見解
- ウ 暗号資産に関する詐欺等の金融トラブルの事例
- エ 電子決済手段に関するセキュリティー確保、不正利用の補償、個人情報保護及び金融トラブル発生の際の解決方法などの利用者保護に関する措置
- オ 本改正案においていわゆるステーブルコインのうちデジタルマネー類似型を規制の対象とし、暗 号資産型を対象外とした理由及び暗号資産型に対する今後の規制方針
- カ 本改正案による海外発行ステーブルコインの国内流通の可否並びに流通を認める条件及び今後の 損害賠償等の規定に係る内閣府令の策定方針
- キ 本改正案によるパーミッションレス型ステーブルコインの国内流通の可否
- ク テラUSDの暴落を受け、ステーブルコインの価値の安定性に係るリスク及び償還リスクについての政府の見解

斎藤アレックス君 (国民)

- (1) ステーブルコイン
 - ア ステーブルコインが今後の金融・決済システムにおいて果たす役割についての政府の見解
 - イ ステーブルコインの危険性及び規制の在り方に対する政府の見解及び今後の規制の方針
- (2) 現在の円安の状況及び日銀の金融政策
 - ア 異次元金融緩和には副作用があり無尽蔵に継続することはできないとの指摘に対する日銀総裁の 見解
 - イ 異次元金融緩和の過度な円安リスクについての日銀総裁の認識

- ウ 過度な円安への対応としての金融政策正常化の方策についての検討の有無
- エ 2%の物価安定目標の達成前であっても、黒田日銀総裁の任期中に円安や金融システムの状況に 応じて金融政策を正常化することを検討する可能性
- オ 日銀の金融政策の変更がない中、過度な円安への対応方針についての大臣の見解

田村貴昭君(共産)

- (1) 安倍政権以降の経済政策
 - ア 安倍晋三元内閣総理大臣による「日銀は政府の子会社」との発言に関して、日銀が政府の子会社 ではないことの確認
 - イ 同発言の認識の下で行われてきた政策により現在の円安等に伴う輸入物価全般の高騰が引き起こされており、政策転換が求められているとの意見に対する大臣の見解
- (2) 本改正案で措置される電子決済手段等への対応
 - ア いわゆるステーブルコインの一般的な定義及び本改正案において法定通貨建てステーブルコイン を暗号資産に分類しない理由
 - イ J-CoinやPayPayのようなデジタルマネーとテザーのようなデジタルマネー類似型ステーブルコインの制度上の違い
 - ウ 銀行、資金移動業者及び信託会社のそれぞれが発行する電子決済手段について、発行者が破綻した場合の利用者資産の保護
 - エ 上記 ウのそれぞれの電子決済手段の法的根拠や利用者保護制度の違い及び利用するキャッシュレス決済手段が仲介者を通じたものであるかどうかを利用者が認識することの重要性
 - オ 電子決済手段の不正送金や資産消失に対する技術的な防止策及びその補償に係る措置の内容
 - カ 外国通貨建ての電子決済手段の金融商品取引法上の金融商品への該当可能性
 - キ 金融商品取引法が準用される外国通貨建て電子決済手段のデリバティブ取引におけるレバレッジ 規制の倍率水準
 - ク 金融商品取引法が準用される外国通貨建て電子決済手段について利用者への説明義務や適合性の 原則等の利用者保護措置規定の内容
 - ケ デジタル決済の仕組みが複雑化していることを踏まえ、消費者保護の観点から国民へわかりやす く説明することの必要性